

12月定例会 議会報告(その1)

12月定例会が12月6から17日の日程で開催されました。ユニチカ住民訴訟委託料、マイナンバー交付事務費など問題ある予算は認められないとして、令和3年度一般会計補正予算について反対しました。

ユニチカ住民訴訟、双方の弁護士報酬決定により決着をみる 鈴木みさ子

住民側弁護士報酬について1億500万円支払うことを全会一致で採択

ユニチカ住民訴訟について原告側弁護団が1億5,042万2,302円および遅延損害金の支払いを求め提訴していた件で、名古屋地方裁判所から提示された和解金1億500万円を市が支払うことについて、議会の議決を求められたものです。

これにより、来年1月裁判所での和解成立後、市が和解金を住民側弁護士へ支払うことになります。5年という長きにわたる裁判により、市が放棄した市民の財産63億円のうち、26億円を取り戻すことができた全国的にもほとんど例を見ない一連の訴訟が終結することになります。

市側弁護士委託料990万円については、共産党市議団は反対

内訳は、ユニチカ訴訟住民訴訟の報酬770万円と、弁護士報酬請求事件の報酬220万円です。算定根拠としては、経済的利益をもとにした旧日弁連報酬基準からの算定では、非現実的な高額になるので住民訴訟にそぐわないため、裁判の長期化、控訴審・上告審での着手金の非請求、原告住民側の弁護士報酬一人当たり1500万円との均衡、顧問弁護士であることの勘案をあげていました。

市側の「経済的利益」をどうみるか

この訴訟は、市と市民に損害を与えることになる跡地の売却について、市側がユニチカ側の主張を追認するという、極めてねじれた構図で行なわれた訴訟です。

市側は原告の訴えを不当なものである、契約上、ユニチカに対し1円たりとも請求権はない、原告から請求された63億円は存在しないとして、最初から最後まで原告側の訴えに真っ向から反対する対応でした。原

告住民側の訴訟努力により、司法の場で26億円の支払いを回復させたもので、この結果からすると市側弁護士の応訴により、市に26億円(もしくは63億円-26億円=37億円)の損害を与えたことになり、経済的利益は存在しません。

市側弁護士の着手金、顧問弁護士料は？

市側の弁護士は住民訴訟で108万円、報酬請求訴訟で275万円、合計383万円の着手金を得ており、

今後こそ「市民の手による」多目的屋内施設計画を！ 斎藤ひろむ

12月議会の補正予算に、来年度「多目的屋内施設」についての調査を990万円かけて行うという予算が計上されました。

「多目的屋内施設」といえば、前の市長が、安倍元首相の開催した「未来投資会議」で、突然「豊橋市は新アリーナを軸に地域経済振興を図る」というレポートを出し、推進を図ってきた新アリーナがありました。その後も新アリーナは、市民不在のまま「プロバスケットチームのホームアリーナにする」「5000人規模にする」「豊橋公園につくる」といって強引に事業を進めてきたあげく、建設と運営に手をあげた民間企業と折り合いがつかずに、破たんしたという経過があります。

今の浅井市長は、この経過を受けて「多目的屋内施設はゼロベースで見直す」と表明してきました。今回の補正予算の、この新しい事業で、仕切りなおしての「多目的屋内施設」の検討が始まるということになります。

今回の補正予算事業は、市が単独で施設の建設を行うのは財政上も困難であることから、アリーナの建設や運営を担っている民間の事業体に、アリーナの建設運営についての様々な意見を聴取するというものだそうです。

これに報酬の990万円と通常の年間顧問弁護士料120万円の訴訟期間の数年分を加えれば、総計2000万円近くになります。

この報酬額等は、ユニチカ訴訟に勝訴(一部勝訴)、豊橋市と市民に対し多額の返還額をユニチカから取り戻すのに、困難を一つ一つ打ち破りながら、甚大な貢献をしてきたユニチカ訴訟弁護団の一人当たり報酬額を優に超えています。

市議団は、これらを踏まえ、市民感情を考えても到底納得できるものでないとして反対をしました。

私は「ゼロベースですすめるにあたり、もっとも大事な視点は、あらためて市民目線でどのような施設が必要であるかだ」と指摘し、施設整備の「目的」として何を考えているかを、ききました。市の答弁は「総合体育館の老朽化過密化対策」というもので、それ以外の想定しうる「目的」についても、まだこれからの議論だという答弁でした。

私からは「民間の力を使って建設運営をしよう」とすることで、市民が必要とする施設建設の「目的」と離れてしまうことのないように、多目的屋内施設を、ビジネスチャンスとしてとらえるような形で建設を検討するということには、警鐘を鳴らしたい」「多額の建設費、維持費、長く使われる施設であることを考慮しても、市民のニーズにもとづいて、また市民に情報を知らせ、一緒につくるという立場をつらぬくように」と強調して、質疑をまとめました。

どのような施設を、どこにつくるのか、市民にとってどういう施設が必要なのか、今度こそ地域住民のみなさんと、スポーツはじめ市民の声にもとづいた施設整備を行うようにしっかりと見てゆきたいと思います。



山村都市交流施設の整備に関する事務を 広域連合に移管することに反対

中西みつえ

東三河広域連合規約の一部を変更する規約改正案が上程されました。変更点は、広域連合の事務に山村都市交流拠点施設の整備に関する事務を追加し、その経費は地方債を充てること、また経費の負担割合について、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市の5市それぞれ追加されました。

山村都市交流拠点施設は、設楽ダム建設事業を契機とし、水の受益者である豊川下流域5市が、平成20年12月の「設楽ダム建設同意に係る確約事項」に基づき、設楽町に整備することを約束した施設で、今年8月の総務委員会で示された、山村都市交流拠点施設基本構想では、東三河地域全体の地域振興を一体化する画期的事業と位置づけ、新たな考えのもとで、今後の施設整備に関する方向性が打ち出されました。。

今回、山村都市交流施設整備に関する事務を広域連合に移しますが、どのような施設をつくるのか決まっておらず、また、整備費用についても想定金額が明確になっていません。整備に関し、豊

橋市を含む5市の負担割合だけが決められているだけです。

維持管理に関する事務は今回の規約改正の中には含まれていませんが、今後整備について、民間手法を取り入れていく可能性もあり得ることです。そうすると、維持管理費を含めた予算が必要になり、市民の税金を出し続けることになりかねません。今の段階では広域連合に山村都市交流拠点施設整備の事務を委ねていくには、市民に責任が持てないとの理由で、今回の議案には反対しました。

また、ダム建設予定地は、活断層の可能性が高く、周辺一帯も地滑り地形が多く、地盤に問題があり、巨大ダムの立地としては不相当と指摘している専門家もいます。山村交流拠点施設の建設用地についても、ダムサイト土捨て場（仮称）の約5.9haであり、近年の豪雨災害・土砂崩れ等が頻発している状況を見ると、安全性に懸念があることを指摘しました。

児童相談所設置の計画が先送りに 鈴木みさ子

豊橋市は、県が設置する東三河児童相談所に加え、市独自に児童相談所を設置する方向で検討を進めてきており、今年度中に基本構想・基本計画の策定を行ない、策定後3～5年後をめどに児童相談所を開設するとしていました。

ところが、20日に行われた福祉教育委員会では、当面、児童相談体制強化の取り組みや、国・県への要望状況を進めながら、あらためて設置の判断を行なうことにするという方針の見直しが示されました。



理由は、職員体制の確保（70名～80名を想定）に時間を要すること、運営費（年間13億円～15億円）も施設整備費（13億円～15億円）も、大半は普通交付税で賄わなければならない、財政的な見通しが不透明であることでした。

道路や、まちなかの再開発には手厚く、福祉に必要なお金は自治体に押し付けるという国の姿勢が顕著に表れています。

ココエールを軸とした児童相談体制の強化 で対応

コロナ禍の下、児童虐待相談が増えています。また、子ども、若者を取り巻く新たな課題として、ヤングケアラー（※1）とケアリーバー（※2）

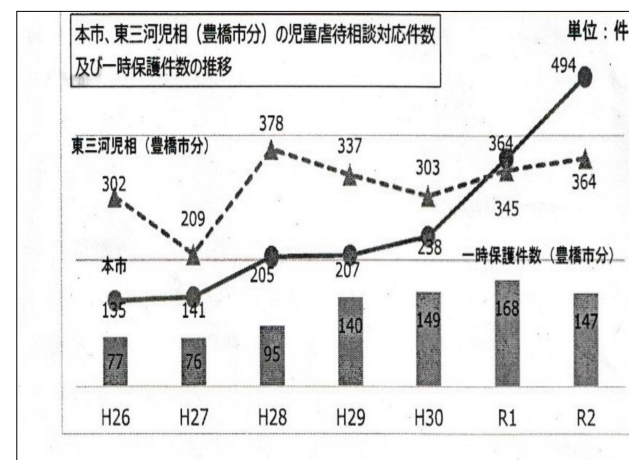
への支援が新たな行政課題として、テレビや新聞でも大きく取り上げられています。

子どもや家庭への支援は待ったなしです。そこで、子ども若者総合相談センター（ココエール）を拠点とした相談体制を強化していくこと、社会福祉士や、臨床心理士、保健師などの専門職をしっかりと確保したうえで、実践力を着実に備えた人づくりに一定の目途が立った時点で、児童相談所の開設を判断するという方向が示されました。

しっかりとした目途がたてられるよう着実な前進に期待をしたいと思います。

※1 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護などを行なっている18歳未満の子どものことをいう。

※2 児童養護施設や里親など、社会的用語のケアを離れた子ども、若者。



ココエール作成資料より

12月議会報告・懇談会のお知らせ

2022年1月7日(金)午後1時30分～3時30分

向山市民文化会館第4会議室

12月定例会での、一般質問、一般会計補正予算、条例案などの審議が行われました。共産党の論戦を報告し、皆さんと一緒に考えたいと思います。ご意見、ご要望もお聞かせください。



主催：日本共産党豊橋市議団
斎藤ひろむ・鈴木みさ子・中西みつえ